

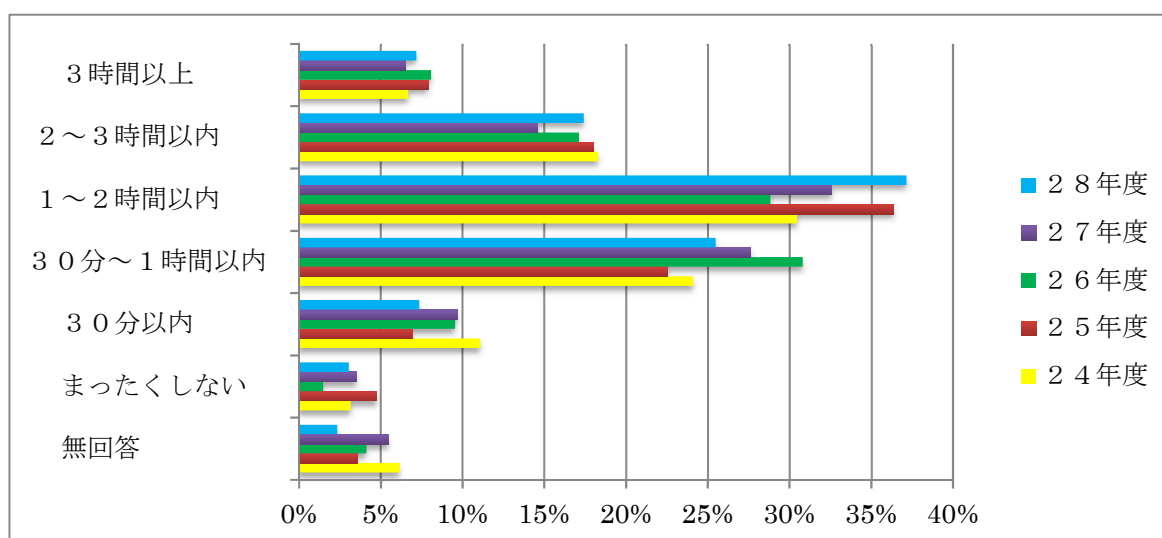
第3章 これからのスポーツ推進施策〈6つのリンク〉

リンク A 子どもの体力向上と学校体育活動の充実

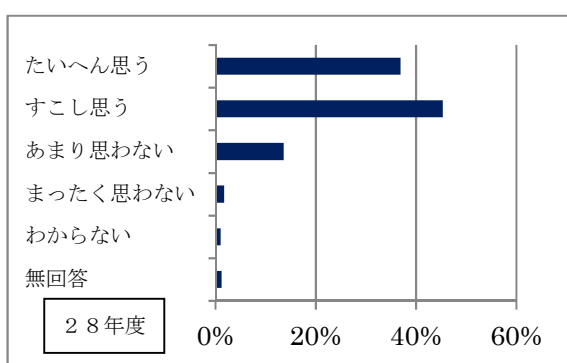
施策1 幼児期における運動習慣の基盤づくり

(1) 現状と課題

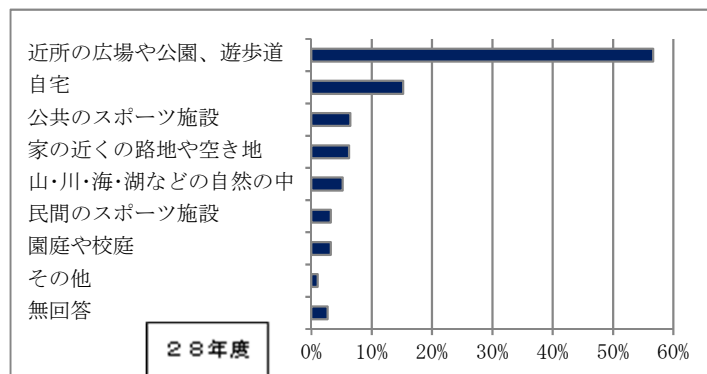
本県で実施した「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」によると幼児期の家庭における休日1時間程度の運動遊び実施率は、計画の5年間では大きな変化はなく、61.8%（平成28年度）でした。過去5年間で大きな変動はなく、運動遊びが1時間以内である幼児が4割もいるという現状があります。



【幼児期における休日の運動遊び実施率】



【保護者の幼児期の体力づくりの大切さ】



【幼児期における休日の運動遊びをする場所】

一方「幼児期の体力づくりについての知識を得たい」と考えている保護者の割合はとて高く、より細やかな啓発活動の必要性があります。さらに、休日に活動できる場所が近所の広場、公園や自宅等が中心であり、公共スポーツ施設や園庭・校庭は、あまり活用されておらず、安心して安全に活動できる場所の確保も実施率向上につなげるための課題の一つです。

幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で

は、領域「健康」の中で、「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」ことをねらいのひとつにしています。そして、そのねらいに沿った内容として、「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」、「進んで戸外で遊ぶ」、「様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」ことを挙げています。

幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期ですが、幼児は自発的にそのとき発達していく機能を使って活動する傾向があるといわれています。そして、その機能を十分に使うことによって更に発達が促されていきます。従って、幼児の興味や能力等に応じた遊びの中で、自分から十分に体を動かす心地よさを味わうことができるようにすることが大切です。同時に、幼児の関心を戸外に向けながら、戸外の空気に触れて活動するようにし、その楽しさや気持ちよさを味わえるようにすることも大切です。

そのために、幼稚園や保育所においては、幼児の興味や関心が自然な形で体を動かす遊びや戸外の遊びに向けられるように、園内・所内の遊具や用具を配置したり、自然環境の整備を行ったり留意する必要があります。

なお、平成28年度に、次期幼稚園教育要領の改訂が行われ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を10項目^{※1}に整理して示されました。

幼児期における体力づくりを推進するために、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「幼児期運動指針」^{※2}の内容の理解を深め、日々の実践に結びつけることが大切です。

(2) 目標・方向性（関連性）

安全に生活できる運動習慣の基盤づくりを家庭と連携して推進する

ア 保護者への啓発及び情報提供（リンク C・E・F）

イ 指導者（保育者）への研修（リンク C）

(3) 具体的な取組

ア 保護者への啓発及び情報提供

- ・ 子育て世代への運動遊びの奨励

全ての幼児に体を動かすことの楽しさを味わわせ、幼児期に運動遊びを推進するため、保護者が運動遊びの効果を認識できるように保護者会や広報誌等を活用して啓発を行います。

※1【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 10項目】文部科学省HPより引用

「健康な心と体」 「自立心」 「協同性」 「道徳性・規範意識の芽生え」

「社会生活との関わり」 「思考力の芽生え」 「自然との関わり・生命尊重」

「数量・図形、文字等への関心・感覚」 「言葉による伝え合い」 「豊かな感性と表現」

※2【幼児期運動指針】平成24年3月文部科学省・幼児期運動指針策定委員会 策定

「多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れる」「楽しく体を動かす時間を確保する」

「発達の特性に応じた遊びを提供する」をポイントとしている。

- リーフレットの配布
 幼児の運動の推奨について記載した「家庭教育リーフレット」(幼児版)^{※3}を3歳児健診等で、全ての家庭に配布します。
- ホームページでの情報提供
 家庭教育(子育て)情報を提供するウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」から、運動に関するイベント等が閲覧できるようになっています。
- イ 指導者(保育者)への研修
 - 「幼児期運動指針」を踏まえた指導者(保育者)の研修の推進
 幼稚園教育課程研究協議会、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、初任者研修等の研修会の機会を活用して、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の領域「健康」の指導者(保育者)の理解を深める研修を推進します。
 - また、「幼児期運動指針」については、教育事務所で実施している公立幼稚園への計画訪問・要請訪問の際に活用し、幼児の体を動かそうとする意欲の向上を図るための指導・助言を行う等、運動遊びを推進します。
- 幼児教育アドバイザーの活用 (☆新たな取組)
 幼稚園教諭・保育教諭・保育士の研修を充実させるために、総合教育センターに幼児教育アドバイザーを2名配置し、幼児教育センター機能を担います。研修の機会や内容の充実を目指すとともに、要請により、園内研修における指導・助言等も行います。

親子あいうえお取り組む

あ い さ つ き す る
 あいさつは、人間関係づくりの基本です。「おはよう」から「おやすみ」までの間に出会う人たちに、気持ちのよいあいさつや返事をしましょう。
 まずは、大人が率先してあいさつしましょう。子どもは、大人の姿を見て、真似をしながら学んでいます。

い つ も の じ ぶ ん
 「早寝早起き朝ごはん」など、基本的な生活習慣が定着している姿の子どもの学力は高いと言われています。
 遊びが好きな、手を洗うなど、「いつもすること」を親子で決めて、一つずつできるようにしましょう。

う ん と つ き す る
 外で元気に体を動かすことは、体力を向上させるだけでなく、五感を刺激し、脳の活性化にもつながります。
 元気に体を動かして、親子で一緒に遊びましょう。
 車では、走る・跳ぶ・投げの能力や、逆さ・回転などのバランス感覚を身につけるなど、1日1時間以上の運動をおすすめしています。

え ほん を よ む
 読書は、心の栄養です。
 家庭で過ごすひととき、子どもと一緒に本を読んだり読み聞かせたりしましょう。
 一番のおすすめは、読み聞かせる人が気に入った本です。
 『子どもの読書活動各年リーフレット』(子育て)などを参考に、子どもと一緒に本を選んで、楽しみましょう。

おいしくたべる
 いろいろな食材を使って、朝・昼・夕に3食、できる限り決まった時間に食事をとることが基本です。
 家族で楽しくおいしく食べるために、親子で一緒に料理をしたり、食材を収穫したりするといった体験などもおすすめです。

花にも、いろいろな咲き方があるように、お子さんの育ち方もさまざまです。違いを楽しみながら、関わり方を考えましょう。

子どもの育ち方を知って、よりよい関わり方を考えましょう

0~1歳頃
 「おなかがいっぱい」「眠い」など自分の思いや欲求を上手に伝えられないので、かんしゃくをおこしたり、泣いたりすることが多い時期です。
 「泣いても笑ってもあなたの味方」という思いで、しっかり抱きしめ、親子で感情を分かち合う経験を楽しむことが大切です。

1~2歳頃
 自我が芽生え「イヤ!」をよく口にする時期です。
 「あなたのやる気を大切にしよう」という姿勢で、自分でやろうとしている時には、あせらずに気持ちを受け止めるようにしましょう。
 ただし、してはいけないことについては、なぜいけないのかを教えましょう。

2~3歳頃
 食事・排泄・洋服の着脱などが、ほぼ自分でできる時期です。基本的な生活習慣をきちんと身につけることが大切です。
 周りの大人が繰り返し手本を示しながら教えましょう。
 すぐにできなくても、ゆっくり待ってやり、できるようになったら、ほめましょう。

3~4歳頃
 お話好き・工作・外遊びなどで豊かな想像力が発揮される時期です。子どもの遊びを、親も一緒に楽しみながら楽しく見守りましょう。
 また、社会のルール・決まりごとの大切さも教えるにはよい時期です。約束が守れた時・我慢ができた時には、たくさんほめましょう。

4~5歳頃
 友達と遊ぶことが多くなる時期です。友達を大切にすることを認め、見守りましょう。
 思いやりや、命の大切さを伝えることも必要な時期になります。子どもの気持ちや考えをじっくりと聞きましょう。親が子どもの話に耳を傾けることで、子どもは考えるようになります。

5~6歳頃
 自分と相手との立場の違いが分かり、自発性も顕著になってくる時期です。その一方で、まだ大人に甘えたい時期でもあります。
 上に示した「親子で取り組むあいうえお」を親子で実践しましょう。じっくりと話を聞く時間も大切にしましょう。

※3：【家庭教育リーフレット(幼児版)】千葉県教育委員会作成

施策2 学校体育活動の充実

(1) 現状と課題

各学校においては、学習指導要領に示されている「心と体を一体として捉え、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」ことを目標に体育指導が行われています。

その中心である体育・保健体育の授業においては、「運動の特性を明らかにし、児童生徒の実態を踏まえた適切な単元計画を作成すること、一人ひとりが、『わかる・できる・楽しい』と実感できるよう指導方法の工夫・改善を図ること、観点別評価をバランスよく行い、

指導と評価を一体化させること」(県民の運動・スポーツに関するアンケート調査)等により授業改善を行いながら体育指導の充実を図っています。

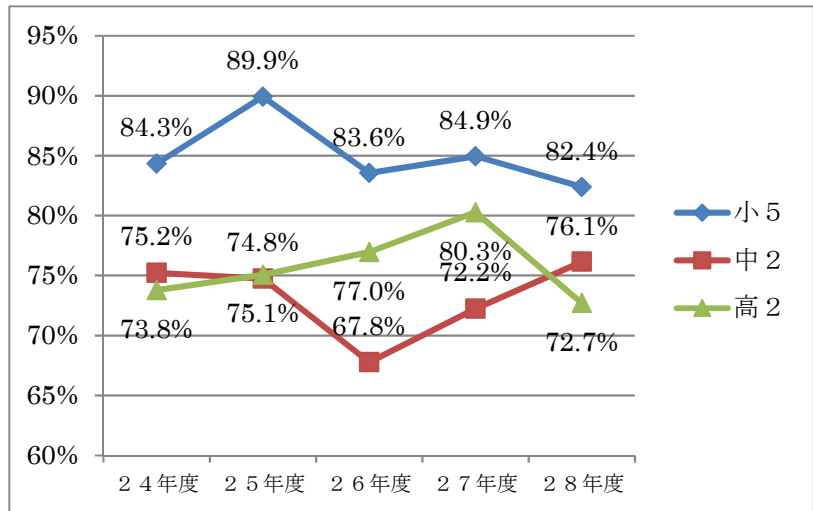
子どもの体力・運動能力については、学校、自治体、関係諸機関の取組により、近年問題視されてきた低下傾向に歯止めがかかりました。子どもの体力のピークとされている昭和60年の記録を上回っている種目もあります。

しかし、次のような問題も見られます。

○運動する子どもとそうでない子どもの二極化現象が依然としてある。

○伸びる能力がある一方、低迷する能力は、下げ止まりが見えない。

これらの問題を解決するためには、体育・保健体育の授業はもちろん、学校生活における体育的活動の充実が大切ですが、家庭、地域とも連携を図り、基本的な生活習慣の見直しや改善を図ることが課題です。



【体育の授業が好きな児童・生徒の割合

】(県民の運動・スポーツに関するアンケート調査)



【平成27年度 体育・保健体育 公開授業の様子】

(2) 目標・方向性（関連性）

体育指導者の資質の向上を図る

発達段階を踏まえた指導内容の明確化と指導と評価の一体化を図る

ア 体育の授業改善と教師の指導力向上（リンク C）

イ オリンピック・パラリンピック普及・教育の推進（リンク E）

ウ トップ・プロスポーツとの連携（リンク F）

(3) 具体的な取組

ア 体育の授業改善と教師の指導力向上

- ・ 千葉県学校体育研究大会

小・中・高等学校の教員が一堂に会し、全体会、分科会を行い、体育指導者の資質の向上を図り、体育指導の質的改善と充実に役立っています。

- ・ 各種研修会

【小学校体育科、中・高等学校保健体育科教科主任等研修会】

重点施策の説明や諸問題について研修し、教科主任としての資質の向上を図るとともに、小・中・高等学校保健体育指導の充実に図ります。

【中堅体育指導者研修会】

教職15年程度の経験を有する体育担当教員の中から、特に熱意を持ち研究心旺盛な教員を対象に、専門的な内容を広く研修します。

【学校体育実技指導者講習会、教育事務所別講習会】

文部科学省等が行う「体力向上指導者養成研修」の内容を受講者が講師となって、各小・中・高等学校の体育担当教員に伝達講習します。

【中学校体育実技（柔道）指導者養成研修会】

中学校保健体育科新規採用教員や中学校において柔道の授業の指導経験がない教員を対象に、安全で効果的な柔道の実施について研修します。

【学校体育実技（武道）・認定指導者養成講習会】

中・高等学校体育担当教員等の柔道・剣道の段位及び一級の取得を促進し、武道指導者の養成をするとともに、学校における武道指導の充実に図ります。

「武道（柔道）の安全指導について」

の資料：千葉県HP掲載

武道(柔道)の安全指導について



千葉県教育庁教育振興部
体育課 学校体育室

【学校ダンス研究発表会】

学校における表現運動、ダンス領域の学習指導の充実に図るため、指導成果の実践発表を通して、異校種の連携を深め、相互に研究・研修を行います。

「ダンス」が円滑に実施されるために作成された、中学校保健体育科教員向けのリーフレット表紙（文部科学省作成）



【特別支援学校体育連盟による研修会】

障害者スポーツ・体育の授業内容について、特別支援学校の教師間で研究したり、専門家からの助言を受けたりしながら、年2回の研修会を実施します。

- ・ 学校体育研究指定校事業

各年2校を指定し、体育指導上の課題や自校の研究課題に取り組み、その研究成果を公開することにより、各学校の体育授業の改善・充実に役立っています。

- ・ 特別支援学校研究指定事業

「障害者スポーツを通じた交流活動（障害者スポーツの推進と交流活動）」について、実践的研究に取り組みます。また本事業の取組の成果を含め、広く発信しながら推進します。

- ・ 「体育の授業マイスター」認定事業

指導力が高く、教育実践に顕著な成果を挙げている体育教員の指導技術を周知し、教員の意欲・資質の向上を図るとともに、体育授業の改善に役立っています。

- ・ 武道等指導充実・資質向上支援事業

中学校の武道授業に外部指導者を派遣し、学校体育指導の向上及び安全確保を図るとともに、外部指導者の効果的な活用の在り方、安全に配慮した指導について調査研究を行います。

- ・ 体育の授業における事故防止

「学校事故防止チェックシート」や「授業改善チェックシート」を活用し、適正な指導計画のもと規律ある授業を推進し、事故の防止に努めます。

イ オリンピック・パラリンピック普及・教育推進事業（☆新たな取組）

2020年東京大会に向け、本県で開催されるオリンピック・パラリンピック競技について、県民の競技に対する理解を深めるとともに、競技人口の増加を図るため、競技団体等の協力の下、体験会やトップアスリートとの交流等その普及イベントを実施します。また開催に向けた機運醸成やオリンピック教育の推進を図るため、JOC・JPC^{※4}との連携によるオリンピック・パラリンピック教育の推進及び公立高等学校において、JADA^{※5}と連携したアンチ・ドーピング教育^{※6}を実施します。

ウ トップ・プロスポーツと連携したスポーツの推進

体育・スポーツ活動での交流を通して、広く子どもたちにスポーツの楽しさを体験させることを目的として、県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手（現役・OB）、コーチ等を講師として派遣する「ちば夢チャレンジかなえ隊」派遣事業を行います。

※4 【JOC・JPC】：公益財団法人日本オリンピック委員会・日本パラリンピック委員会

※5 【JADA】：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

※6 【アンチ・ドーピング教育】：JADAが完成させた「フェア」をキーワードにしてスポーツの価値について考えるため、『アンチ・ドーピングを通して考えるースポーツのフェアとは何かー』の教材

施策3 児童生徒の体力の向上

(1) 現状と課題

本県では、昭和39年から、県体力・運動能力調査を県内の全公立小・中・高等学校で実施する等、長年、体力向上を重点施策に位置づけています。近年、子どもの体力低下が叫ばれたことを機に、「いきいきちばっ子健康・体力づくり事業」を平成19年から開始し、各学校を中心に体力の向上に取り組んでいます。

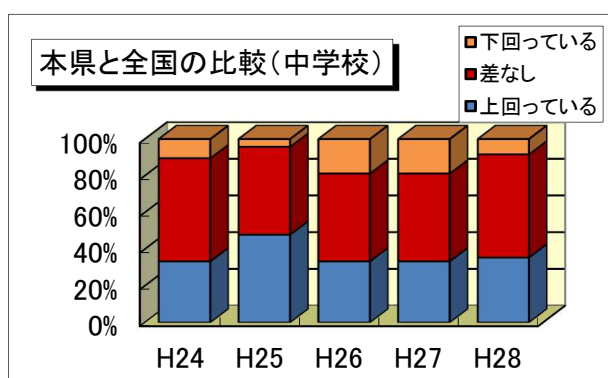
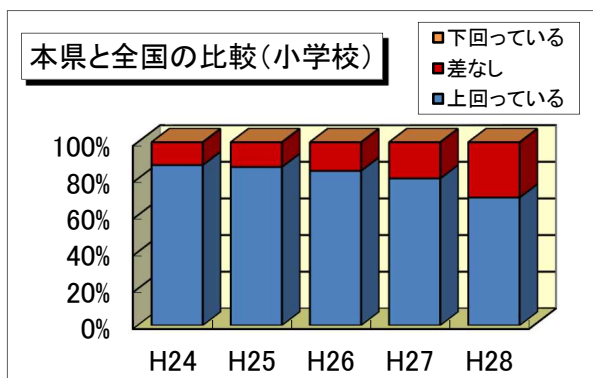
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、本県の児童生徒の体力は全国の上位にあり、事業の成果が現れてきています。県体力・運動能力調査の結果も年々緩やかに向上し、全体的には体力のピークとされる昭和60年頃の記録に及ばないものの、上回る種目も見られます。

平成28年度の新体力テストの各項目の平均を全国平均（平成27年度）と比較すると、全192項目^{※7}中全国平均を上回っている項目は、87項目（45.3%）でした。特に小学校では、96項目^{※8}中67項目（69.8%）が上回りました。

体力を向上させるためには、運動を日常的に行う必要があります。運動をする子としない子の体力の差が認められており、運動の習慣化が課題です。本県では、遊び感覚で運動ができるように諸事業を展開したり、体育の授業を通して運動やスポーツ好きの児童生徒を育てたりする等、体力の向上事業を推進しています。

【平成28年度県平均値と昭和60年度との比較】

種 目	小学校（11歳）				中学校（14歳）			
	男子		女子		男子		女子	
	H28	S60	H28	S60	H28	S60	H28	S60
握 力（kg）	21.31	21.75	20.20	20.34	34.52	37.18	25.63	26.73
50m走（秒）	8.60	8.67	8.94	8.89	7.38	7.50	8.52	8.54
ボール投げ（m）	27.17	33.49	16.75	19.91	23.51	25.00	14.16	16.18



【千葉県体力・運動能力調査結果と全国平均との比較】

※7【192項目】：新体力テスト（8種目）×小中高（12学年）×男女（2性別）＝192

※8【96項目】：新体力テスト（8種目）×小（6学年）×男女（2性別）＝96

(2) 目標・方向性（関連性）

児童生徒の体力の向上に努める

- ア 体育の授業改善、教師の指導力向上（リンク C）
- イ 児童生徒に対する体力向上の啓発（リンク E）
- ウ 時間・空間・仲間を意図的に提供し、運動実践を通じた体力向上（リンク E・F）

(3) 具体的な取組

ア 体育の授業改善、教師の指導力向上

- ・ 体力・運動能力調査の実施

昭和39年に文部省が体力・運動能力調査を実施したことを機に、全公立小・中・高等学校を対象としたスポーツテストを実施し、以来、全国との比較や年次推移等により児童生徒の実態把握に努め、児童生徒の体力・運動能力の向上に役立っています。

イ 児童生徒に対する体力向上の啓発

- ・ 運動能力証の交付

児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、活力にあふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に運動能力証を交付することを規則（昭和38年教育委員会規則17号）で定め、昭和39年から毎年交付しています。

小学校第5学年及び第6学年に在学する児童並びに中学校及び高等学校に在学する生徒及びこれらに相当する者を対象とし、新体力テスト（8項目）の合計点がA段階の者に運動能力証を交付します。

ウ 時間・空間・仲間を意図的に提供し、運動実践を通じた体力向上

- ・ いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施

児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に、児童生徒が遊び感覚で取り組める運動種目（平成28年4月一部見直し）を紹介し、積極的に外遊びや運動することを奨励します。各校では、各種目の記録が更新されると県教育委員会に報告し、県教育委員会がランキングをホームページで公表します。前期・中期・後期・年間で表彰しており、各期大賞は千葉県教育委員会教育長が受賞校を訪問し表彰します。

仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性の育成に寄与します。また、ランキング（記録）を公表することで、活動の意欲化と継続性を図ります。

- ・ 特別支援学校スポーツ大会・駅伝大会等の実施

年に1回、県立特別支援学校の生徒が集まり、中学部、高等部ごとに開催を分けてスポーツ大会、駅伝大会を実施します。スポーツ大会の競技種目には、キックベースボール、ソフトボール、ティールボール、サッカー等があり、さらに高等部は、ボッチャ大会も行います。日頃の体力づくりや体育の授業等で練習した成果を発揮する場となっています。

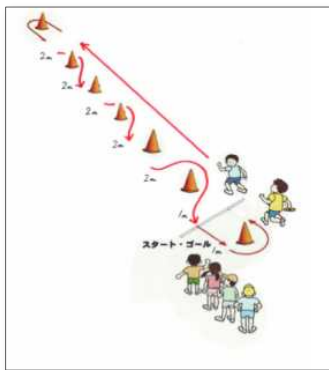


【遊・友スポーツランキングちば授与式】



【授与式後に行われたアスリートとの交流会】

いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」



チャレンジスピード



長縄8の字連続跳び



みんなで短縄とび



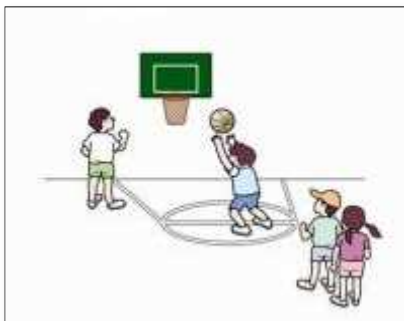
長縄みんなでジャンプ



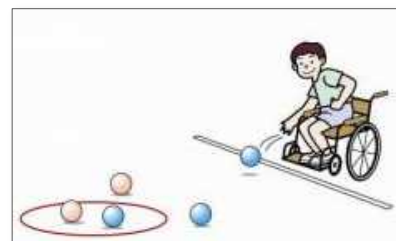
連続馬跳び



ボールパスラリー



バスケットボールフリースロー



サークルターゲットスロー

施策4 運動部活動の充実

(1) 現状と課題

運動部の活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心を持つ児童生徒が、教員（顧問）の指導の下、自発的・自主的に運動やスポーツを行うものであり、生涯にわたって親しむことのできるスポーツを見いだす格好の機会であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的な活動です。

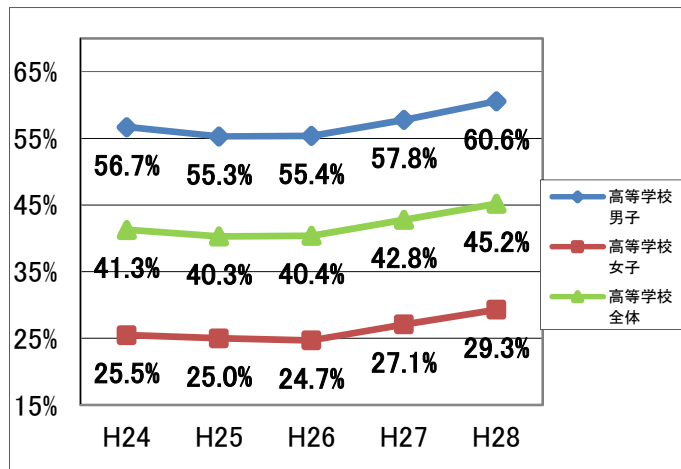
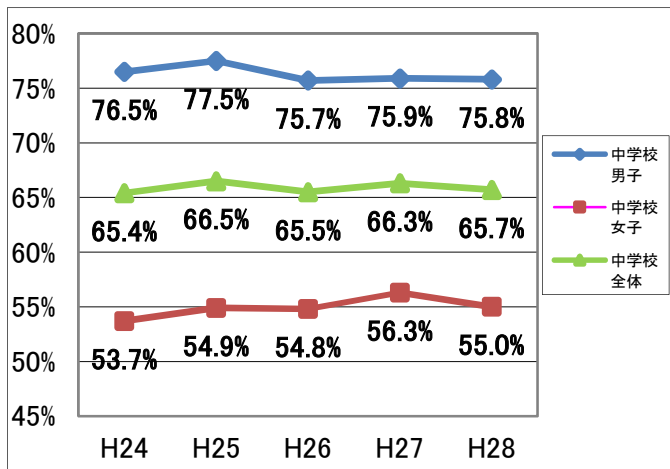
しかし、急激に変化する社会情勢の中、児童生徒及び保護者の価値観や個性、運動に対するニーズはますます増大するとともに、生徒数の減少や顧問の年齢の二極化等に伴い運動部活動の運営に変化が生じています。

そこで、外部指導者の導入や運営方法等これからの運動部活動の在り方を各学校で検討し、学校・地域・児童生徒の実態に即した運動部活動の運営ができるよう留意する必要があります。複数校合同部活動や総合運動部活動等、柔軟な運営が求められています。

○ 中・高等学校における運動部活動加入状況について

中学校では、平成16年度まではほとんど変化なく推移し、平成17年度から低下傾向が続いたが、平成22年度より増加し、65%前後で推移しています。

高等学校では、平成12年度から若干の増加が見られるようになり、平成17年度から40%を越え、平成26年度から増加傾向です。今後もより一層魅力ある運動部活動づくりが期待されます。



【中・高等学校における運動部活動加入状況】

○ 指導者（顧問）について

平成28年度の千葉県小中学校体育連盟（以下、「県小中体連」という）、千葉県高等学校体育連盟（以下、「県高体連」という）及び千葉県高等学校

野球連盟（以下、「県高野連」という）の顧問の平均年齢は、表のとおりです。

また、県高体連では、約30%の顧問が「競技経験がなく、技術指導は不可能」と回答しており、およそ3人に1人は技術指導ができないことを示しています。

【指導者（顧問）の平均年齢】

県小中体連	県高体連	県高野連
38.4歳	43.0歳	40.9歳

○ 事故防止について

学校及び指導者（顧問）は、活動場所の安全対策・点検や練習方法の検討等、未然に防止できる部分への即効性のある対策を講ずるとともに、児童生徒への危険予測の意識化を図る態度を育成し、事故の発生の防止に努めることが重要です。

(2) 目標・方向性（関連性）

興味関心・ニーズに応じた活動の推進を図る

- ア 外部指導者の派遣（リンク C・D）
- イ 講習会等の充実（リンク C）
- ウ 運動部活動中の事故防止の徹底
- エ 活動の場の拡大（リンク C・F）

(3) 具体的な取組

ア 外部指導者の派遣

- ・ スポーツエキスパート活用事業

県立高等学校の運動部活動に専門的な指導力を備えた外部指導者を派遣し、スポーツの楽しさや達成感等を生徒が体験する機会を豊かにして、スポーツに親しむ基礎を培います。

また、部活動指導員について、国の動向を踏まえ検討を進めます。

イ 講習会等の充実

- ・ 中・高等学校運動部活動指導者講習会

中・高等学校の保健体育教員以外の運動部活動指導者を対象として、技術講習、安全講習、若手指導者養成研修会やスポーツマンシップ講習等を開催し、運動部活動指導者の養成と資質向上を図ります。

ウ 運動部活動中の事故防止の徹底

- ・ 安全で充実した運動部活動のためのガイドラインの活用

平成20年7月に県教育委員会が発行した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成24年2月一部改正）を活用・促進し、運動部活動のより一層の充実を図ります。具体的には、「運動部活動・安全チェックファイブ（職員用）」と「運動部活動・自己管理チェックファイブ（生徒用）」の活用を促進して、生徒が生き生きと部活動に取り組める体制を整えます。

また、国の動向を踏まえ、県独自のガイドラインの改訂に取り組みます。

エ 活動の場の拡大（☆新たな取組）

- ・ 総合型地域スポーツクラブ^{*9}（以下、「総合型クラブ」という）との連携

現在、県内には34市町80団体の総合型クラブが設立されています。各学校における運動部活動の運営において、指導者に対する専門性の有無や教員の多忙化など問題とされています。また、児童生徒数の減少が進む地域や学校で



【スポーツエキスパート活用事業】

は、複数校合同部活動で実施していることや種目ごとにクラブチームに所属して好きなスポーツに携わる生徒も少なくありません。そのため、児童生徒がやりたいスポーツの行える環境を整えていくことも必要となりますので、今後は総合型クラブと連携し、地域や実態に即した運動部活動の運営を推進します。

【スポーツエキスパート活用事業派遣種目と人数】

NO	部活動名	26年度	27年度	28年度	NO	部活動名	26年度	27年度	28年度
		派遣人数	派遣人数	派遣人数			派遣人数	派遣人数	派遣人数
1	サッカー	3	4	5	13	空手道	1	1	1
2	バレーボール	2	3	2	14	なぎなた	1	1	1
3	バスケットボール	4	1	3	15	少林寺拳法	1	2	2
4	卓球	2	2	2	16	野球	3	5	5
5	ソフトボール	2	1	1	17	合気道	1	1	1
6	ラグビー		2	2	18	射撃	1	1	1
7	バドミントン	3	4	3	19	ウエイトリフティング	1		1
8	ハンドボール	1	1	1	20	柔道	2	2	
9	水泳(水球)			1	21	テニス	2		
10	ソフトテニス	1		1	22	フェンシング	1		
11	剣道	4	5	1	23	陸上競技	1		
12	弓道	3	4	6		合計	40	40	40

※9 【総合型地域スポーツクラブ】：スポーツ庁HPより引用

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

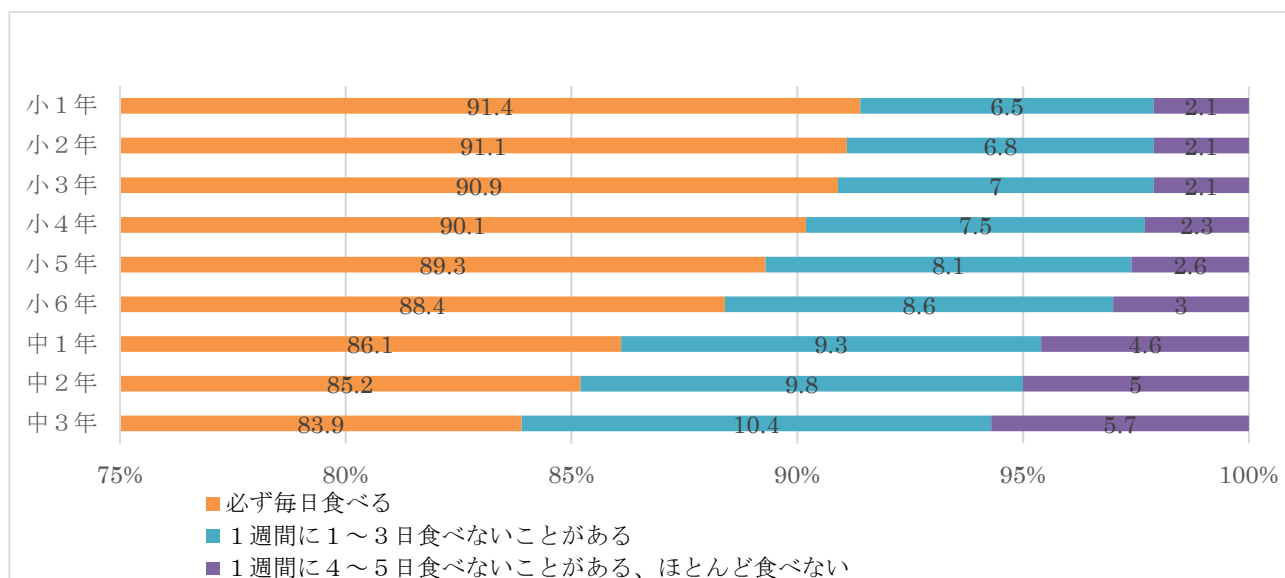
我が国における総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成28年7月には、創設準備中を含め3,586クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

施策5 心身の健全な発達に向けた食育の推進

(1) 現状と課題

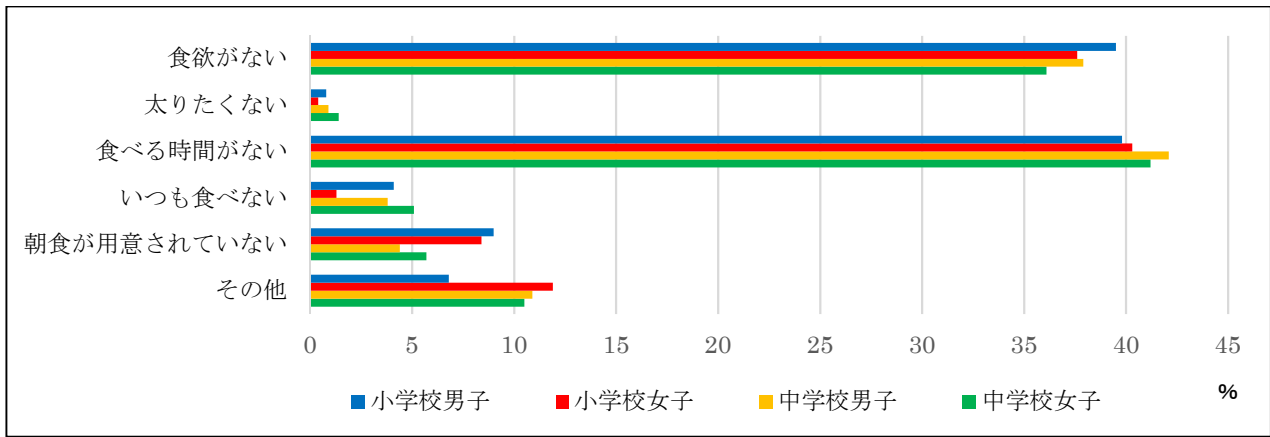
平成28年3月に国によって作成された「第3次食育推進基本計画」の中で、「食をめぐる現状」として、エネルギーや食塩等の過剰摂取、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れに起因した肥満や生活習慣病が課題として挙げられています。また、若年層の痩身傾向等についても指摘されており、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎として、児童生徒自らが、栄養や食事の重要性について理解をし、自らを管理する能力を身につけられるように指導に当たることは、大変重要な課題となっています。

平成27年度の朝食欠食の状況については、「全く食べていない」及び「あまり食べていない」となっている子どもの割合は4.4%となっており、国は、この割合を平成32年度までに0%にすることを目指すとしています。平成28年度における千葉県公立小中学校の朝食欠食状況は、小学校5年生で2.6%（「ほとんど食べない」及び「1週間に4～5日食べない」）、中学校2年生で5.0%（同）となっており、学年が上がるにつれて、欠食率が高くなる傾向にあるのが現状です。朝食を食べない理由として、「食欲がない」「食べる時間がない」等、夜遅くまで起きていたり遅い時刻に夕食をとっていたりすることが背景としてあり、保護者とも連携を取りながら生活の見直しを図っていくことが重要となります。また、運動をしている小学生の朝食欠食率は、低い傾向にあることから、朝食を食べることと同時に、運動習慣や運動量を確保することを勧め、自然と食べる習慣に結び付くようにしていくことも大切です。



【千葉県公立小中学校の朝食欠食状況】

(出典：平成28年度千葉県学校給食実施状況等調査報告)



【朝食を食べない理由】

(出典：日本スポーツ振興センター平成22年度児童生徒の食事状況等実態調査)

○ 食に関する指導の状況

現行の学習指導要領「総則」においては、心身の健康の保持増進に関する指導に加えて、「学校における食育の推進」が明記され、教育活動全体を通して行われるようになっていきます。

平成28年度千葉県学校給食実施状況等調査による「食に関する指導全体計画」の作成率は、小学校で97.5%、中学校で95.3%、義務教育学校で100%、特別支援学校で92.1%となっており、各学校で計画に基づいて指導に取り組んでいます。食に関する指導推進のための体制は整いつつありますが、県内100%の作成率、またよりよい指導の実践を目指して、引き続き食育の推進を図ります。

(2) 目標・方向性(関連性)

発達段階を踏まえた効果的な食育を推進する

- ア 連携した体験活動推進 (リンク B)
- イ 地域への広がり (リンク C・F)
- ウ 保護者との連携推進 (リンク B)



(3) 具体的な取組

ア 連携した体験活動推進

- ・ 栄養教諭等を中心とした食育の推進

食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に基づき、栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭、家庭科担当教諭をはじめとする健康教育に係る教員等が連携して体験活動を取り入れた効果的な食育の推進を図ります。

イ 地域への広がり

- ・ 地域における食育指導推進事業

各学校において、心身の成長と栄養の関係、食習慣と生活習慣病の関係、運動と栄養の関係等の指導実践が効果的に行われるように、食に関する授業の公

開と事後指導を通して地域における指導の充実、食に関する指導についての指導者育成を図ります。

ウ 保護者との連携推進

- ・ 保護者との連携による食育を通じた健康状態の改善等の推進
保護者を対象にした入学説明会や部活動保護者会等の様々な機会を通じて、生活リズムを整え健康な体をつくるために、「早寝早起き朝ごはん」の取組を推進するとともに、食に関する指導事例を紹介します。



【高等学校における食育学習会（左）、自分たちで収穫した食材の調理（右）】



【食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」】千葉県教育委員会作成
「朝食をはじめ三食きちんと食べること」「栄養バランスよく食べること」
「よく噛んで食べること」を共通のテーマとしている。

施策1 ライフステージに応じた運動・スポーツの推進

(1) 現状と課題

- 健康・体力づくりを観点とした運動とは、体力の維持や向上を目的として計画的・意図的に行われるものだけでなく、日常生活における労働や家事、通勤や通学、趣味などの生活活動も含まれます。

運動をすることで、循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の発生リスクが低減することが知られている一方で、交通手段の発達、仕事や家事の自動化により、生活の中で身体を動かすことが少なくなっています。

千葉県で実施した平成27年度の生活習慣に関するアンケート調査では、1日30分以上の運動を週2回以上1年以上継続して行っている者の割合は、全体の値で44.4%、男女別の値では男性全体の値が48.2%、女性全体の値が41.2%でした。年代別でみると、男性は30歳台で急速に運動習慣を持たなくなり、50歳台まで男性全体の値を下回っています。女性は20歳台から50歳台まで女性全体の値を下回っています。このように、年代別では20歳台から50歳台まで運動習慣を持つ者の割合が有意に低いことが分かります。

また、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器^{*10}の機能低下により起こるロコモティブシンドロームについて、広く認知してもらう必要があります。

ロコモティブシンドロームの認知度は、平成27年度の生活習慣に関するアンケート調査では全体の値で41.4%、男女別の値では男性全体の値が36.1%、女性全体の値が45.7%でした。年代別でみると、男性は50歳台まで男性全体の値を下回っています。女性では30歳台まで女性全体の値を下回っています。そのため、比較的若年層に向けてロコモティブシンドロームの認知度を向上させるとともに予防法を啓発する必要があります。

- 高齢化の状況では、平成27年の国勢調査によると、本県の65歳以上の人口は約160万人であり、高齢化率^{*11}は、25.9%となり4人に1人が高齢者となりました。今後、全国2位のスピードで高齢化が進み、平成37年には高齢化率が約30.0%となると推計されています。また、本県の平均寿命は、平成22年には、男性が79.88歳、女性が86.20歳で、それぞれ全国13位、34位となっています。

一方、平成22年の健康寿命^{*12}は、男性71.62歳、女性73.53歳です。平均寿命と健康寿命との間には、男女それぞれ約8年、12年の差があります。さらに、本県における要介護等高齢者は、平成22年には約17.8万人でしたが、平成37年には38.0万人まで増加するものと見込まれています。

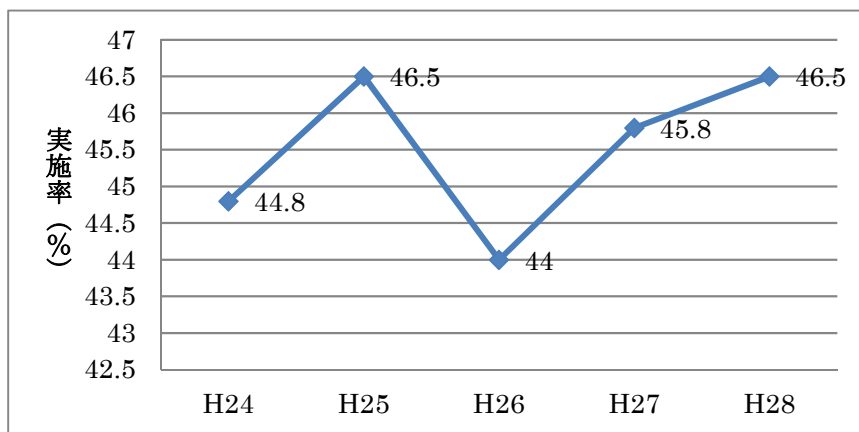
※10【運動器】：骨、関節、筋肉や神経等で構成される身体活動を担う器官。

※11【高齢化率】：総人口に占める65歳以上の人口の割合。

※12【健康寿命】：健康で支障なく日常の生活を送れる期間

この長寿社会を、県民一人ひとりが、高齢期においても、健康づくりや生きがいづくりを通して、いかに健康で生き生きと自立して暮らせるかは大きな課題です。

- このような中、平成24年度から毎年10月を「スポーツ立県ちば推進月間」と位置づけ、県立スポーツ施設の無料開放、「スポーツで元気いっぱい！親子体験イベント」として、県内7カ所で親子を対象とした体験講習会・スポーツ教室を実施しました。そして千葉県総合スポーツセンターで、総合型地域スポーツクラブ交流大会「スポネットちば」を中心スポーツイベントとして開催しました。千葉県で実施した「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」によると平成23年度には、週1回以上のスポーツ実施率が36.8%だったのに対し、平成28年度には、46.5%と向上しました。今後は、更に運動・スポーツの場・機会・情報の提供をしていくことで「スポーツ立県ちば推進月間」を周知し、スポーツ実施率を高めていく必要があります。



【週1回以上スポーツを実施した割合】

(出典：千葉県で実施した「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」)



(2) 目標・方向性 (関連性)

日常生活の中での運動習慣の定着を図る

生きがいを感じられるスポーツ環境を推進する

ア 健康ちば21 (第2次) ※13の推進

イ 働き盛り・子育て世代のスポーツの推進 (リンク C・E・F)

ウ シニアスポーツの推進 (リンク C)



※13【「健康ちば21」(第2次)】：健康増進法第8条の規定による都道府県健康増進計画で県民の健康づくりに関する施策について定めた基本的な計画。平成25年度から平成34年度までの10年間。

(3) 具体的な取組

ア 健康ちば21（第2次）の推進

運動による健康への影響や効果について積極的に県民に発信します。また、気軽にできる体操や日常生活の中で活動量を増やす工夫について具体的な方法を県民に紹介します。ロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行います。

イ 働き盛り・子育て世代のスポーツの推進

・ 「スポーツ立県ちば推進月間」の実施

運動不足を感じている人やスポーツに親しむ時間のない人がスポーツに親しむきっかけとなるよう、親子で取り組める運動・スポーツを各地域で開催するとともに、施設の無料開放等を実施します。



【スポーツ立県ちば推進月間 スポーツで元気いっぱい！親子体験イベント】

・ スポーツイベントの開催

身近にできる運動・スポーツをレクリエーション協会と連携し、スポーツツーリズム^{※14}、スポーツイベント情報の提供をする等、豊かな自然を活かしたスポーツイベントを開催するとともに県民体育大会開催イベントを推進します。

・ スポーツ環境やスポーツイベント情報の発信

第2期スポーツ基本計画では、「スポーツを通じた女性の活躍促進」について下記のような施策目標を立てています。

[施策目標]

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

※14 【スポーツツーリズム】：地域の魅力あるスポーツ資源を活用した観光振興。

ウ シニア・スポーツの推進

・ 老人クラブでのシニアスポーツ推進

「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」のスローガンのもと、健康寿命をのぼし、自立した生活、生きがいのある生活の実現を目指すこととし、仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組むため、シニアスポーツの推進を行います。

・ ねんりんピック※¹⁵への選手団派遣

人生のねんりんを重ね、豊かな知識と経験を積み、はつらつとした高齢者を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣します。

・ 千葉県福祉ふれあいプラザの介護予防トレーニングセンターの運営

体力の低下した高齢者も安心して介護予防のための運動ができるよう、高齢者も使用しやすい運動機器や専門のスタッフを配置し、利用者一人ひとりに合った運動プログラムを提供し、運動支援を行います。

・ 総合型クラブとの連携（☆新たな取組）

運動する場・機会等を増やすことを目的として、総合型クラブを活用するとともに子どもたちの指導等に当たることで生きがいのある生活の実現を目指します。



【ねんりんピック千葉県選手団入場】



【千葉県シニアスポーツ大会】

※15 【ねんりんピック】：スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省（現・厚生労働省）創立50周年に当たる昭和63年から毎年開催。

施策2 障害のある人の運動・スポーツの推進

(1) 現状と課題

本県では、障害のある人のスポーツを推進し、自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害、知的障害、精神障害のある人が、それぞれの特性に応じて競技に参加できる総合的なスポーツ大会として、「千葉県障害者スポーツ大会」を開催しています。

また、毎年、都道府県・政令指定都市を代表する選手が参加する「全国障害者スポーツ大会」へ選手団を派遣するとともに、その育成に取り組んでいます。

平成22年に本県において開催された、第10回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」では、本県選手団は史上最多の145個の金メダルを獲得し、初の全国1位に輝くという快挙を成し遂げ、多くの県民とともにその喜びを分かち合いました。その後も、本県選手団は、全国障害者スポーツ大会において、活躍を続けています。

このほか、知的障害のある人が元気で明るい生活を送るため、その家族、福祉関係者が一堂に集い、お互いに手をつなぎあってスポーツやゲームを楽しむことにより、体力の増進と親睦を図り、併せて、社会の人々の多くの支援と理解を得ることを目的に、「手をつなぐスポーツのつどい」※16を開催するなど、スポーツ・レクリエーションイベントを展開しています。

一方、これらのイベントの推進と障害のある人のスポーツ活動の指導者の養成等を中心的に担う団体として、「一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会」（以下、「県障がい者スポーツ協会」という）を育成し、障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動の拠点施設として、「千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター」の充実等の環境整備にも取り組んでいます。

スポーツ・レクリエーション活動は障害のある人の社会参加の重要な要素であり、これらを通じて、障害のある人同士または障害のある人と障害のない人の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

障害のある人やその支援者のみが参加するスポーツ・レクリエーション活動に加えて、必要なボランティアなどの支援体制を確保した上で、一般のスポーツ・レクリエーション施設においても障害のある人が活動に参加できるようにすることも重要です。

そのため、県では、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を包括的に支える団体強化、活動の場の確保や普及・啓発、参加機会の充実、障害の特性に応じた指導者の養成・確保と地域への定着に取り組めます。

※16【手をつなぐスポーツのつどい】：千葉県・千葉県障がい者スポーツ協会・千葉県知的障害者福祉協会・千葉県手をつなぐ育成会が主催する知的障害者のスポーツイベント

(2) 目標・方向性（関連性）

障害のある人がスポーツに親しみやすい環境整備を推進する

ア 障害者スポーツ・レクリエーションの推進（リンク C・E）

イ スポーツ施設の活用（リンク C・E）

(3) 具体的な取組

ア 障害者スポーツ・レクリエーションの推進

- ・ 障害者スポーツ大会等のイベント開催及び選手団派遣

千葉県障害者スポーツ大会及び手をつなぐスポーツのつどい等を開催することにより、障害のある人のスポーツ・レクリエーションを推進し、自立と社会参加の促進を図ります。

- ・ 指導者講習会・研修会の充実

障害者スポーツ指導者は、平成27年度末現在、県内で630名が登録されていますが、障害のある人がいつでも、どこでもその特性に応じたスポーツ指導を受けられるよう、指導者講習会や研修会の充実を図り、指導者の養成・確保と地域への定着を図ります。

- ・ 障害者スポーツ組織の整備及び競技体験会の実施

障害者スポーツは、競技組織の未整備や少ない競技人口等の課題があることから、障害者アスリート強化・支援の充実に向け、トップ選手の強化と併せて、支援体制（競技組織）の整備や障害者アスリートの掘り起こし（競技体験会）を実施し、2020年東京大会に千葉県ゆかりの選手を1人でも多く輩出することを目指します。

イ スポーツ施設の活用

- ・ 障害者スポーツ・レクリエーションセンターの活用

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、施設の貸出を行うほか、独自のイベントや行事の展開による参加機会の充実を図るとともに、情報の収集と提供に努めます。

- ・ 特別支援学校の体育的施設・用具の活用（☆新たな取組）

特別支援学校の施設開放を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、推進に取り組みます。障害のある人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しむための基盤づくりとして特別支援学校が活用できるように学校開放や用具の貸し出し等に努めます。



【シッティングバレーボール体験イベント】



【全国障害者スポーツ大会開会式千葉県選手団入場】

リンク C スポーツ環境の整備

施策 1 人づくりの推進

(1) 現状と課題

本県では、地域のスポーツ指導者養成を目的として、生涯スポーツ公認指導員(旧・社会体育公認指導員)・スポーツリーダー・クラブマネージャー・公認障害者スポーツ指導者養成講習会等を開催しています。平成27年度末、生涯スポーツ公認指導員649名、スポーツリーダー69名、クラブマネージャー401名、公認障害者スポーツ指導者630名が公認スポーツ指導者として登録されています。

しかしながら、地域スポーツ指導者の高齢化、中高生・障害者への指導者の確保等並びに専門的に指導できる指導者が不足、更に指導者資格を有しながら十分活用されていないという現状が聞かれることから、指導者の発掘や養成と併せて、効果的に活用するため、指導者研修会の情報の発信や指導者バンクに関する情報伝達及び活用方法の仕組み等の整備を図ることが必要だと考えています。

また、スポーツ分野での表彰については、県民栄誉賞をはじめ、知事表彰、教育奨励賞顕彰、体育・スポーツ功労者等顕彰(教育長顕彰)等があります。特に体育・スポーツ功労者等顕彰については、生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体・優秀スポーツ選手(個人・団体)を毎年表彰しています。

さらに、国体や全国大会等で功績の顕著な個人や団体、世界大会等での功績が顕著であった個人・団体には優秀スポーツ選手として表彰しています。

全県規模の各種スポーツ大会、障害者スポーツ大会において優秀な成績を収めた選手及び生涯スポーツの普及・発展に貢献したスポーツ関係者並びに団体を表彰し、県民のスポーツをするモチベーションの向上を図ることも検討課題のひとつです。

(2) 目標・方向性(関連性)

スポーツ指導者の養成・資質向上を図り、有効活用を推進する

ア スポーツ指導者の養成・資質の向上(リンク A・B)

イ 表彰制度の活用(リンク D・E)

(3) 具体的な取組

ア スポーツ指導者の養成・資質の向上

- ・ 指導者養成講習会の実施

県で養成してきた「生涯スポーツ公認指導員」や「スポーツリーダー」「クラブマネージャー」「公認障害者スポーツ指導者」講習会の実施時期、実施方法、講座内容、募集方法など実施要項の見直しや、県民への周知方法等も含め検討します。

県体育協会や県障がい者スポーツ協会、各競技団体、障害福祉課、特別支援教育課と連携・調整を図り、指導者養成講習会の在り方について検討します。

- ・ 指導者が活躍できるような連携の推進

子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者等、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつでも活動できるようにするため、これまで県が育成した指導者を含め地域スポーツ指導者の育成や資質の向上を目指します。

スポーツにおけるけがや事故防止に併せて、指導上の過失やけが、事故への対応、心肺停止等の突発的な事故に備えたAEDの配備と操作の仕方、連絡システムの確認等、スポーツ指導者としての危機管理能力を高めるとともに、安全に対する意識の啓発や事故発生時の迅速な対応のための講習会等を開催し、地域スポーツ指導者の資質の向上を図ります。

県内外の優れた講師の招聘や、大学、消防局等の関係機関と連携・協力し、指導者の養成及び地域指導者育成の充実を図ります。

年齢や体力に関係なく、いつでも、気軽に取り組み、楽しむことのできるニュースポーツ^{*17}を各地域や総合型クラブ等に普及するため、千葉県スポーツ推進委員連合会や千葉県レクリエーション協会と連携し、「ニュースポーツ体験講座」等を実施し、ニュースポーツの普及に努めます。

イ 表彰制度の有効活用

- ・ 要項や受賞者紹介等、表彰制度の周知

ホームページや広報誌等を活用し、周知の徹底に努めます。

- ・ 千葉県知事表彰

千葉県表彰規則第2条に基づき、本県の教育、学術、文化若しくはスポーツ振興又は青少年の健全な育成に貢献し、その功績が顕著な方を顕彰し、スポーツ振興に寄与することを目的としています。

- ・ 生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体の表彰

スポーツ基本法第20条及び教育長顕彰規定に基づき、本県スポーツ振興に功労のあった方を顕彰し、スポーツ振興に寄与することを目的としています。



【平成27年度体育功労者顕彰式】

- ・ 競技力向上推進本部表彰

国民体育大会において、3位入賞までの選手及び監督を表彰し、県内競技力の向上を図ります。

- ・ いきいきちばっ子コンテスト

「遊・友スポーツランキングちば」表彰

※17【ニュースポーツ】：世界大百科事典 第2版解説より抜粋

誰でも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。日本独自の表現で、近代スポーツに代わる〈新しいスポーツ〉という意味。

施策2 施設の再整備と有効活用

(1) 現状と課題

○ 教育委員会所管

教育委員会では、県民の健康・体力の増進と、スポーツ選手の育成・強化を目的として、以下の施設を設置しています。

施設	完成	経過年数	備考(所在)
千葉県総合スポーツセンター			(千葉市稲毛区天台町)
・スポーツ科学センター	平11. 3	18年	
・陸上競技場	平17. 2 大規模改修	12年	第1種公認競技場 昭41. 3完成
・第2陸上競技場	昭41. 10	51年	第3種公認競技場
・野球場	昭43. 7	49年	野球場1面
・軟式野球場	平24. 3 全面改修	5年	軟式野球場1面 昭43. 3完成
・ソフトボール場	平24. 3 全面改修	5年	ソフトボール場1面 昭43. 3完成
・庭球場	昭41. 10	51年	砂入り人工芝舗装 16面
・サッカー・ラグビー場	昭45. 3	47年	サッカー場・ラグビー場兼用2面
・体育館	昭47. 4	45年	コート2面(バレー・バスケット)
・弓道場	昭47. 3	45年	近的10人立・遠的6人立
・武道館	昭56. 3	36年	第1道場・第2道場
・宿泊研修所	昭42. 6	50年	
千葉県総合スポーツセンター			(千葉市若葉区小間子町)
・射撃場	昭46. 11	46年	SBR射場・AR射場・BR射場
千葉県総合スポーツセンター			(旭市清和乙)
・東総運動場	平13. 9	16年	第2種公認競技場・庭球場8面 ・多目的広場
千葉県国際総合水泳場			(習志野市茜浜)
	平 8. 5	21年	メイン・サブ・飛込・初心者用プール

これらの施設は年間を通じ、多くの個人や団体、さらに、各種の大会などで利用されています。

千葉県総合スポーツセンター(以下、「県総合スポーツセンター」という)の施設は、昭和48年の「若潮国体」のメイン会場として使用されました。その後は、東総運動場、国際総合水泳場も含め、平成17年の「千葉きらめき総体」や、平成22年の「ゆめ半島ちば国体」でも使用され、県の中核的スポーツ施設^{*17}や広域的スポーツ施設^{*18}としての役割を担っています。

施設の多くは昭和40年代に整備されており、建築後40年以上経過しているため施設や設備の老朽化が進んでいます。

県総合スポーツセンターでは、平成17年の「千葉きらめき総体」開催に向け、陸上競技場の耐震補強及び大規模改修を平成16年度に実施しました。

また、平成22年度には、「ゆめ半島千葉国体」開催に向け、屋外トイレの改修・改築工事や、テニスコート全16面のうち、未改修であった8面について、砂入り人工芝の改修工事を実施しました。その後、平成23年度には、軟式野球場、ソフトボール場のグラウンド改修及び観客席等整備を実施、平成24年度には、第2陸上競技場の走路を改修しました。平成25年度は体育館の床全面張替を行い、「煌めく青春南関東総体2014」のバドミントン会場として整備しました。平成26年度には、陸上競技場の第1種公認(日本陸連)のために改修を行い、平成27年度には、体育館のスロープや1階トイレを改修しました。

平成27年度から、硬式野球場について耐震・大規模改修に向けた整備を進めており、平成32年度の供用開始を目指しています。武道館についても空調設備や第1道場の床の改修に着手しています。

課題としては、体育施設も含め、多数の方が集まる施設には、耐震化を含めた防災上の観点からの整備が求められていますが、耐震改修と併せて施設全体の長寿命化の検討が喫緊の課題になっています。

また、国際総合水泳場は、開場から20年が経過し、機械設備の老朽化に対し、類似施設の改修例を参考に、改修計画の検討が必要です。

さらに、競技ルールの改正等による新たな仕様・基準に適合していないものや、高齢者や障害のある人への対応、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションニーズへの対応等、射撃場や東総運動場も含め各施設で課題を抱えています。



【千葉県国際総合水泳場】



【スポーツ科学センター】

※17【中核的スポーツ施設】：県全域にわたるスポーツ事業を実施する施設であり、主として国際的、全国的なスポーツの大会の開催をはじめ、競技選手の養成、スポーツに関する研究、情報の収集・提供等を行うもの。

※18【広域的スポーツ施設】：隣接した市町村区域で広域的に使用される大規模施設。全国規模の大会開催もできる、地域住民のスポーツ活動の拠点。

○ 県土整備部所管

千葉県立都市公園では、民間のノウハウを活用した公園利用者へのサービスの向上及び経費節減を目的に平成18年度から指定管理者制度を導入し、以下の公園の管理運営を民間事業者へ委任しています。

施 設	完 成	経過年数	備 考 (所在)
青葉の森公園			(千葉市中央区青葉町)
・陸上競技場	平 2. 3	26年	第3種公認競技場(平29. 4から)
・野球場	昭61. 3	30年	野球場1面
・庭球場	昭62. 3	29年	砂入り人工芝舗装8面
・弓道場	昭62. 3	29年	近的6人立・遠的8人立
柏の葉公園			(柏市柏の葉)
・総合競技場	平 9. 7	19年	第2種公認競技場
・野球場	平23. 3	5年	野球場1面
・庭球場	平16. 3	12年	砂入り人工芝舗装8面
・コミュニティ体育館	平 3. 3	25年	アリーナ・トレーニングルーム
・多目的広場	平18. 6	10年	
蓮沼海浜公園			(山武市蓮沼)
・野球場	昭53. 4	38年	野球場1面
・庭球場	平 2. 3	26年	砂入り人工芝舗装20面
・小体育館	昭55. 3	36年	
・スポーツ広場	昭55. 3	36年	ローラースケート場・サッカー場
長生の森公園			(茂原市押日)
・野球場	平15. 3	13年	野球場1面
・庭球場	平16. 3	12年	砂入り人工芝舗装8面
・ゲートボール場	平17. 3	11年	天然芝6面
館山運動公園			(館山市藤原)
・野球場	昭58. 11	33年	野球場1面
・少年野球場	昭62. 12	29年	少年野球場1面
・庭球場	昭59. 8	32年	砂入り人工芝舗装9面
・体育館	平 2. 3	26年	アリーナ・トレーニングルーム
・多目的運動場	昭58. 3	33年	
富津公園			(富津市富津)
・庭球場	昭54. 3	37年	砂入り人工芝舗装8面
・多目的運動場	昭41. 2	50年	
・水泳場	平 3. 2	25年	

これらの運動施設は供用開始から年月が経過し老朽化が進んでいます。また、

スポーツ器具類も老朽化しており、更新を行っていく必要があります。

○ 県立学校体育施設開放

県立学校体育施設開放事業に平成28年度は開放指定校として60校の登録がありました。これは過去5年間ほぼ同数の指定校数です。また、指定校以外も含めると約60%の学校で活動実績が報告されています。ただしその開放率は、増加をしているわけではありません。一方、市町村立の小・中学校では、高い割合で学校開放事業が開催されています。運営面では、施設の管理、利用者のルールやマナーの欠如、また、利用している団体の既得権意識が強く、新規団体の利用が困難となっている様々な問題を抱えています。

また、高等学校では、部活動での使用頻度が高いことや、開放施設や利用方法等の情報が地域住民へ十分に提供されていないこと等が、公立小中学校の開放に遅れを取っている原因として考えられます。学校には、スポーツ施設・設備はもとより、指導者、プログラム、図書・資料等のスポーツ資源が集積されており、生涯学習施設の拠点として、地域社会という基盤の上に成り立っています。その拠点施設を、教育活動に支障のない範囲で「貸す」・「借りる」という考え方から、「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方へ、学校関係者や利用団体の意識の転換が必要であると考えられます。

(2) 目標・方向性(関連性)

安全性・バリアフリーを目指した施設・設備の整備を図る
現有施設の有効活用を推進する

ア 施設・設備の整備・有効活用(リンク B・E・F)

(3) 具体的な取組

ア 施設・設備の整備・活用

- ・ 老朽化した施設の再整備・機能向上
着手している施設

県総合スポーツセンター

野球場：耐震・大規模改修工事

武道館：空調設備の整備

今後検討予定の施設

東総運動場：テニスコート補修

千葉県国際総合水泳場：設備等の改修に向けた検討に着手

- ・ 県立学校体育施設開放の促進

「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進するとともに、地域スポーツの推進に努めます。

- ・ 管理しているスポーツ施設の情報提供

管理運営しているスポーツ施設の情報を1箇所にとりまとめ、利用者が必要な情報に容易にアクセスできるように努めます。

施策3 システムづくりの推進

(1) 現状と課題

地域住民が主体的に運営し、地域の特性やニーズに応じて、住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型クラブの設立・活動支援事業を行っています。また「広域スポーツセンター」※19では、県体育協会と連携しながら、未設置市町村への設立支援（量的拡大）、総合型クラブへの活性化支援（質的向上）、総合型クラブ間のネットワーク強化（交流）、県民・スポーツ指導者への広報・啓発活動に取り組んでいます。

平成28年度末現在で、県内には34の市町に80の総合型クラブが設立され、地域のスポーツ活動、コミュニティづくりの拠点として「いつでも・どこでも・誰とでも・いつまでも」という理念のもと、延べ22,000人を超える会員が活発に活動しています。一方で、会員確保や財源確保、指導者不足に悩む総合型クラブもあります。また、県民の総合型クラブの認知度は、10%を下回る現状であり高いとは言えません。

少子高齢化が進み、地方創生を見据えた社会にあって、総合型クラブには、学校体育の支援、学校部活動やスポーツ少年団との連携、障害者スポーツへの取組等、様々な役割が期待されています。

県・市町村・学校・スポーツ関係団体等の連携を更に強め、新規総合型クラブの設立や既存総合型クラブの更なる発展を支援していくことで、地域スポーツ環境の整備を推進します。

スポーツ情報提供面においては、県ホームページやニューズレター、県教委ニュース等において定期的に県内の体育・スポーツについて発信しています。また関係各機関等のホームページとリンクを進め、より分かりやすい情報提供に努めています。しかしながら、情報化社会において十分とは言えない状況にあることから今後も課題として検討してまいります。

県体育協会、県小中体連、県高体連、県高野連、千葉県特別支援学校体育連盟（以下、「県特体連」という）への共催・補助金事業においては、各協会、連盟が児童・生徒の高い水準の技能や記録に挑戦する大会を運営する中で、スポーツの楽しさや喜びを体験させ、豊かな学校生活を経験させる上で有効でした。今後も連携を強化する中で、よりよい成長に寄与します。

(2) 目標・方向性（関連性）

誰もがスポーツに親しみ、参加しやすいシステムづくりを推進する

ア 総合型クラブに対する支援（リンク B・F）

イ 情報共有と発信の推進（リンク B・F）

ウ 体育・スポーツ関係団体との連携・協同（リンク A・F）

※19【広域スポーツセンター】：地域のスポーツ環境を整備する目的で、「総合型地域スポーツクラブ」の設立や育成を支援。

(3) 具体的な取組

ア 総合型クラブに対する支援

- ・ 総合型クラブの設立支援・活性化支援・ネットワーク強化・広報

未設置市町村での総合型クラブの設立に向けて、重点市町村を選定し市町村生涯スポーツ担当部局や関係スポーツ団体との連携のもと、総合型クラブ設立希望団体への訪問・活動支援を行います。

学識経験者やクラブ関係者の派遣、クラブ運営の中心となるクラブマネジャーの養成、指導者情報の提供等を通して、総合型クラブの活性化支援を行います。



【総合型クラブ設立支援ミニ集会】

情報交換会やスポーツ交流大会等、総合型クラブの交流会を開催することで、クラブ間のさらなるネットワーク強化に向けた支援を行います。また、「千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の活動を支援し、総合型クラブの活動の発展による地域スポーツの環境整備を推進します。

総合型クラブの理念や実際の活動の様子をホームページやリーフレット、クリアファイルなどの様々な媒体を通して、県民に広く広報・啓発活動を行います。

- ・ 障害者スポーツへの取組を推進（☆新たな取組）

障害者スポーツに取り組む総合型クラブの事業を広報活動や会場の確保、相談等を通して支援します。

イ 情報共有と発信の推進

- ・ スポーツ関係団体との情報共有と情報発信の推進

県体育協会、千葉県スポーツ推進委員連合会、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、千葉県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等との情報共有・情報発信を行うことで、連携構築の在り方を探ります。

総合型クラブ設立・活動支援に関する助成事業や国の委託事業等の情報を、積極的に提供します。

- ・ 千葉県スポーツ施設指定管理団体への情報提供

千葉県スポーツ施設指定管理団体が開設しているホームページへ情報提供を行い、最新の情報が入手しやすくなるように努めます。

ウ 体育・スポーツ関係団体との連携・協同

- ・ 県体育協会の充実と発展

県体育協会は、県内の各種アマチュア競技団体、地域体育団体、学校体育団体で組織される本県のスポーツを統括する団体です。また、「各種競技会の開催」「生涯スポーツ振興」「青少年スポーツ育成」「施設管理」等、広範囲にわたって事業を展開しており、本県のスポーツ推進の中核を担っています。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整備・

充実を、市町村や関係団体と連携して支援します。

- ・ 千葉県スポーツ推進委員連合会の充実

本連合会は、スポーツ基本法に基づき、市町村教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員等で組織される地域スポーツ推進の中核団体です。これまでの実技指導に加え、総合型クラブの創設・育成にあたっては、地域住民と行政とを結ぶコーディネーターとしての役割が期待されています。

そのため、研究大会等の開催を通してスポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化を図ります。また、スポーツ推進委員の活動の強化・充実を促すため、スポーツ推進委員の連合組織である千葉県スポーツ推進委員連合会の充実を図ります。

- ・ 学校体育団体の充実

県小中体連、県高体連、県高野連、県特体育連盟は、学校における体育・スポーツの推進を通して、児童生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力の向上に取り組んでいます。今後も運動部活動を中心とした児童生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基盤整備、国による地域におけるトップレベル競技者の育成支援等の観点から、スポーツ推進委員や総合型クラブ等と機能的に連携し、外部指導者の活用等相互の連携・機能充実を図ります。

- ・ 千葉県レクリエーション協会の充実

本協会は、レクリエーションの総合的な普及・推進に努め、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに取り組んでいます。多様化する県民のスポーツニーズに対応できるようニュースポーツ等の指導者の育成を検討する等、今後も、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーション普及のため指導者の育成や資質向上など活動の充実を図ります。

- ・ 県障がい者スポーツ協会との連携

障害のある人のスポーツの普及・推進を担う県障がい者スポーツ協会に対して、関係競技団体と連携のもと、指導者の養成や競技会の運営を支援します。



【県障がい者スポーツ協会での講座・イベント】



【県レクリエーション協会創作

チーレク・エクサ（健康体操）普及員講習会】